平成２９年（フ）第１８１号
沖縄県浦添市仲西３丁目６番１―303号　メゾンみやひら
債務者　下地優一郎
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２１６号
沖縄県那覇市長田２丁目２番23号　マンションウインズ401
債務者　玉城　泰斗
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４３２号
千葉県松戸市松飛台128番地の７
債務者　庄司　　傑
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４６３号
千葉県野田市光葉町２丁目10番地の１
債務者　赤坂　　翔
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７４号
千葉県柏市光ケ丘１丁目１番１号　ハイツ中山201号
債務者　矢阪　愛美（旧姓鈴木・藤井）
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７６号
千葉県松戸市五香西２丁目３番地の15　プレジール101号
債務者　仲村ゆき子
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８０号
千葉県松戸市牧の原２丁目１番地　常盤平南部市営住宅１棟513号
債務者　蓮池　賢司
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８１号
千葉県松戸市常盤平５丁目17番地の10　シャルネ95―1003号
債務者　関　　一夫
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４９３号
千葉県柏市増尾台１丁目11番32―105号
債務者　亀井　明子
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５９５１号
東京都大田区大森南３丁目17―７
債務者　岩崎　浩子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９８１号
東京都板橋区大谷口２丁目39―11―102
債務者　筒井　絢莉
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９８４号
東京都葛飾区青戸４丁目28―９　東洋第３青戸ビル201
債務者　村上　善一
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９９２号
東京都江東区枝川１丁目10―３―406
債務者　戸澤　正義
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９９５号
東京都板橋区大谷口上町74―２―202
債務者　後藤　芳弘
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９９６号
東京都荒川区東尾久８丁目34―１
債務者　遊佐深奈美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６００２号
東京都江戸川区西小岩１丁目20―13―302
債務者　宮本　浩明
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部